

長浜市人権尊重審議会 要点録（令和５年度第２回）

開催日時：令和５年１０月２４日（火）午前１０時３０分～午前１１時４５分

開催場所：長浜市役所本庁舎 ３階 ３－Ｂコミュニティルーム

出席委員：真山会長、田中副会長（Web）、梶本委員、片桐委員、松井委員、布本委員、
廣部委員、藤田委員、平井委員、樋口委員

欠席委員：早川委員、福嶋委員

事務局：市民協働部長、市民協働部次長兼人権施策推進課長、人権施策推進課職員２人

１．開 会

市民協働部長あいさつ

事務局より過半数の出席により会議成立の報告

会議公開の決定（傍聴者１名あり）

２．議 事

第１号 パートナーシップ宣誓制度について

- ・長浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（案）
- ・長浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する様式（例）
- ・長浜市パートナーシップ宣誓制度の利用手引の（概要案）について
- ・長浜市パートナーシップ宣誓制度における利用可能な行政サービスについて

○資料 P2～P26 に基づき、事務局から説明

（委員）

受けられる行政サービスで、り災証明書の発行に宣誓書が必要なのはなぜなのか、住民なら災害を受けた時に書類を受けられると思うが、この宣誓書が必要なところを説明していただきたい。

（事務局）

消防署が発行するり災証明書と市の防災危機管理課の被災届の証明書がある。防災危機管理課の方は誰でも申請が可能である。消防が発行するには、このパートナーシップ制度による間柄であることが必要となっており、微妙に言葉遣いと中身が異なるので、わかりやすい説明にさせていただく。

（委員）

消防は、広域行政事務組合なので、米原市との一部事務組合の場合、この事務組合の了承が必要になるはず。この制度による申請での証明書の発行を求められた時に、市の組織なら条例ができた瞬間から全て提供されるが、一部事務組合との話はできているのか。

（事務局）

利用者に多くのサービスを提供できるよう、病院関係や消防関係には制度の説明を行い、今回ご提案いただいたサービスを掲載した。

(委員)

例えば、証明できるカードが火事で燃えてしまったとかの場合には、すぐにその証明書は発行していただけるのか。

例えば、ガイドブック上のサービスの一覧に、再発行などについてただし書きを入れておくと安心できると思う。

(事務局)

ご意見をもとに、消防だけでなく他の関係機関とも情報共有を図りたい。

(委員)

25 ページ 10 番の参考資料で、相談窓口として、3 つ挙げられているが、この相談先がどこが主催しているのかなど詳しく書いていただきたい。ボランティア団体なのか、公的なところなのか、その辺を知ったうえで電話したいと思われる。

(事務局)

ここには例として挙げているが、できるだけ多くの相談窓口を掲載する。

(委員)

これからの社会においては、多様性を認めていくということで、一步進んだ内容だと思う。職員がおふたりを別室に案内して、誰がこの宣誓書を受領するのか、その確認の手続きについては、この交付書とか申請書には記載されない。この宣誓された方に、その職員が真摯に向き合っているという証について配慮があればと思う。

(事務局)

公の書類として、市が証明することなので、代表の名前は市長名にしている。担当者の名前は、ここには記載できないが、発行する際の別の書類に記載できるような形で考えたい。

(委員)

行政サービスがたくさんあるが、税制上の優遇とか、行政からパートナーシップを結ばれた方に説明する機会はあるのか。

(事務局)

税金に関しては別の法律で定められているので、そこを超えて、このパートナーシップ宣誓制度で補えるものではないので、法律どおりとなる。

(委員)

自治会の会議で話している中で、例えば養子縁組をしたり、子どもを幼稚園に入園させたい場合や、将来子どもが親を拒否するとなった場合などが想定されるので、制度についてもっと議論が必要ではという意見が出た。

(事務局)

今回は、パートナーシップ制度として、当事者ふたりのことに関することだけで考えている。例えば、米原市にはファミリーシップ制度があるが、これは子どももそのパートナーシップの関係の中に入れて家族で考えていくような制度である。今回、本市がファミリーシップ制度に踏み

込んでいないのは、子どもの人権や子どもの意思などについて検討の余地があるため、慎重に考えていく必要があると考えている。養子縁組は、現行の法律による制度があるので、この制度とは異なることをご理解いただきたい。

(委員)

いいスタートが切れると思うが、今後も状況が変わる場合を想定して、改訂など今後の道筋はどう考えているのか。

(事務局)

私たちはパートナーシップ制度を策定し、いろいろな問題、課題が出てきた場合は、審議会や市民の意見を聞きながら、要綱改正はしていきたいと考えている。

(委員)

この宣誓の第3条の2項、第4条に、成年に達していることという規定があり、性別に関わらず18歳としており、これに準じるということを規定されている。18歳は、選挙でも認められている年齢であるが、もし宣誓をされる時に法律的にアドバイスする弁護士とか、専門的な相談を受けることができると安心できると思う。

(事務局)

相談窓口の他にも、Q&Aがあるので、ここに具体的に書かせていただく。

(委員)

要綱の名称が、他と比べて、米原と彦根と長浜が、宣誓の取り扱いに関する要綱になっている。「取り扱い」だと、モノを扱う感じがしてしまう。

(事務局)

当事者が読まれた場合に不快な感情を受けられないよう優しい言葉に変えたいと思う。

(会長)

事務局と委員の皆さんに、ご意見を伺いたい。

日本全国ほとんどが、パートナーシップ宣誓である。「宣誓」は、大辞林によると、多くの人の前で自分の決意や誠意を示すため、誓いの言葉を述べること、誓うこととある。これは辞書的な意味だが、この制度は、このパートナーの関係にある人が市長に対して誓うことになるが、市長に誓わないとこういうメリットは受けられないのは、極めて行政の上から目線であり、認めてやるからいろんなサービスが受けられるという構造になってしまっている。元々は、宣誓から全国的に始まったから、どの自治体も宣誓といっているが、本来は「宣言」になる。「我々はパートナーです。これを公にするから、その代わりちゃんと市の公的なサービスについて配慮しなさい」ということを宣言しているだけだと思う。だから、宣誓して誓ったら認めることと、人権という観点からすると、ちょっと違うのではという気がする。だから、性的マイノリティの人権を尊重するということだと、宣誓という言葉は馴染まないのかと思う。委員の皆さんが、全然違和感なくそれでいいとおっしゃるなら、あえて強く主張するつもりはないが、この制度の趣旨と使う言葉がミスマッチかなという気がする。

(委員)

宣言も当事者には負担ではないか。結婚は、結婚届を提出するだけなので、あまり大層なことをすると、ハードルが高くなってなかなか一步を踏み出す勇気がいると思う。

(会長)

確かに、宣言はものすごくハードルが高いと思う。届けとか申請だと、先に制度をちゃんと作っておかないと、何に届けるのかがわからないことになる。そうすると、この要綱全体の立て付けが変わってくる。

(委員)

全国的な仕組みからすると、全く新しいアプローチだと思う。パートナーシップ制度を利用したい人は申請してもらおう。理想的には、条例に基づいて権利行使するための申請をする。それが他のいろんな制度から見ても自然な流れになる。

(事務局)

性的マイノリティの方には、結婚のように宣誓する場すら今まで認められなかったもので、この制度でお互いに誓い合ってもらえる場を整えたいと考えている。

(会長)

結婚式での誓いは、神父さんに誓っているのではなくて、神に誓っている。これに代えると、市長は神の立場になるので、神に誓うのなら、神社でも教会でもいいが、そこが受け入れてくれるかどうかの問題だけであって、儀式として、神社や教会等の判断になるが、宣誓制度は、誰に誓うのかとなれば、この要綱を見る限りは、市長に誓うことになるので、市長はすごい存在になる。

(委員)

市長に認めてもらうのではなくて、おふたりが表明されるイメージだと思う。表明されたので、公的に証明する形かと思う。

(委員)

宣誓に関して、全国で唯一、愛知県の豊田市だけが「宣言」を使っている。「宣誓」は、確かによくよく考えてみても違和感があり、豊田市は2人が、対外的に宣言して、市が証明書を発行することで整理をされている。ちょっとここで立ち止まって、言葉の意味を大切にしてもいいかと思う。

(委員)

あくまでも導入するのは、その性的マイノリティと言われる人たちの、社会における不都合や不便、差別的な要素、要因を取り除く第1歩という趣旨で、制度を作ろうとしている。その趣旨をできるだけ活かせるような言葉、表現というのは、工夫しておく必要があると思う。

(委員)

パブリックコメントを行う前に、性的マイノリティの方々に、コメントを先にいただくことができるかと参考になると思う。

(会長)

この審議会では、意見をいろいろ申しあげて、それを参考にさせていただくということなので、今回出た意見を参考にさせていただき、当事者のご意見やお考えを伺う機会が持てるのであれば、

事務局をお願いしたい。

また、今回の案では、結婚に代わる手続きが割と詳細に定められているが、結婚には、必ず離婚もある。離婚に相当するのが、第 10 条に、双方の意思によりパートナーシップ関係を解消した時とある。相互の意思で解消するのはもちろんそうだと思うが、一方のみの意思の時はどうするのか、片方はもう解消したいが、片方はまだ続けたい時に、離婚で言えば、訴訟になるような事態になった時はどうなるのか。第 3 条の要件に、他にパートナーシップ関係にあるものが、別の人とのパートナーシップ宣誓ができなくなるとある。以前付き合っていた人が別れないと言う限り、次の人とのパートナーシップは永久にできないということに、この制度上はなってしまう。そこまで考えなくても大丈夫だと言われそうだが、そのような事例が出た時に、市としてそこから考えて後付けでルールを作るわけにもいかないなので、事前に想定しておいた方がいいと思う。

(事務局)

来年の 4 月の施行を目指して、それまでに啓発用のチラシなどを作成しながら、今後は、市民や企業など、いろんなところで啓発を進めていきたいと考えている。また、来年度の人権講座やパートナーシップ推進協議会の研修会の中でも、この制度の周知のための講演会とかセミナーを開催し、理解が進むような機会を設けたいと考えている。今回いただいたご意見については、特にこの人権尊重審議会の立場からすると、むしろそちらの方が大事かもしれないというぐらい重要な部分であるので、制度を作ることもちろん大切だが、市民に理解をしてもらう取組や努力をしっかりとやっていかないと、制度が浮いてしまう恐れがあるので、丁寧にすすめていきたいと思う。

(会長)

基本的な枠組みや考え方、方向性について、この案で審議会として了承いただきたいが、今後は、男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会、市の推進本部会議、庁内の意見照会もあるので、当然、色々と見直しや修正が加わると思う。1 つの意見という形で、本日のこの審議会の意見を参考に議論を進めていただく前提で、この枠組みについては承認ということでよろしいか。

(委員)

異議なし

(会長)

大変活発なご意見をいただき、考え方が深まったと思う。ここで事務局に進行をお返しする。

3. その他 連絡事項等

- ・ 11/12 は一とふるフォーラム長浜の開催について、事務局から説明

4. 閉 会

市民協働部次長兼人権施策推進課長あいさつ